

<おしながき>

- 【1】ビジネスニュースランキング
- 【2】セミナー案内
- 【3】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

当事務所 HP の新着情報には解決事例も随時更新していますので、こちらもチェックしてください。

<https://kyotosogo-law.com/>

---

### 【1】ビジネスニュースランキング

---

このコーナーは、日々の業務、商事法務、東京商工リサーチ等の情報から、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

2020年はランキング方式でお届けしています。

#### ★新型コロナ関係★

フランスで10/29～12/1まで再ロックダウン。バーやレストラン、必須ではない商店は閉鎖が命じられるようですが、春のロックダウンとは異なり、学校は閉鎖されず、工場や農場は操業が許され、公的サービスの一部も稼働を続けるようです。

ドイツも11/2から1か月間再ロックダウン。集会は2家族、10人以下。私用および不要不急の旅行の自粛。ホテル宿泊は出張者のみに限定。レストラン、バー、ジム、プール、映画館、劇場は閉鎖。コンサートは中止。プロスポーツのイベントは観客なしで開催。

他方、ハワイは、日本からの旅行者に対し、出発前に新型コロナウイルス検査で陰性結果が出ていれば隔離措置なしでの渡航を認める見通し。

#### ◆第7位◆

近年ますます需要が高まっている商標。

しかし、商標は、実際に使用していたとしても使用している事実を証明できなければ、不使用取消審判によって取り消されるリスクがあります。

この度、特許庁が、不使用取消審判請求に対し、登録商標の立証のポイントや留意事項及び参考判決をまとめて公表しました。

立証のポイントは次の6点です。

①いつ、②どこで、③誰が、④どの商品・役務に、⑤どの商標を、⑥どのように使用したか、の6点です。

実務上大変参考になるますので、商標を登録している場合はぜひチェックしてください。

[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-shohyo\\_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf)

商標は「知的財産チーム」がサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

#### ◆第6位◆

帝国データバンク 倒産集計 2020年9月報

<https://www.tdb.co.jp/tosan/syukei/2009.html>

- ・倒産件数は602件（前年同月比12.4%減）。2カ月連続の前年同月比減少。
- ・負債総額は679億9600万円（前年同月比35.8%減）と、2カ月連続の減少。
- ・負債額最大は、昌和自動車（株）（大阪府、破産）の約39億300万円
- ・業種別にみると、7業種中6業種で前年同月を下回った。
- ・主因別にみると、「不況型倒産」の合計は470件（前年同月比17.4%減）となり、2カ月連続の前年同月比減少。
- ・負債規模別にみると、負債5000万円未満の倒産は418件（前年同月比2.6%減）、構成比は69.4%。
- ・地域別にみると、9地域中6地域で前年同月を下回った。近畿（162件、同11.0%減）は、サービス業を除く6業種で前年同月比減少。

再生や倒産は「再生・破産対策チーム」がサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

#### ◆第5位◆

国土交通省が、建設業法令遵守ガイドラインを改訂しました。

新たな建設業取引のルールがスタートします。

<改訂の概要>

#### ○見積依頼～契約締結時まで

建設工事の発注者（元請負人）は、請負契約を締結するまでに、「工期又は請負代金に影響を及ぼす事象（地盤の沈下など）」があると認めるときは、それらに関する情報を建設業者（下請負人）に提供することが義務づけられ、「見積条件の提示等」に関する項目が改訂されました。

#### ○書面による契約締結

契約の締結に際して書面に記載すべき事項に、「工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容」が追加されたことを踏まえ、「書面による契約締結」の項目が改訂されました。

#### ○著しく短い工期の禁止

建設工事の発注者（元請負人）は、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」を工期とする請負契約を締結してはならないこととされたことを踏まえ、「著しく短い工期の禁止」に関する項目が新設されました。

#### ○下請代金の現金払い

元請負人が下請負人に支払う建設工事の代金のうち、労務費相当部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならないこととされたことを踏まえ、「支払手段」に関する項目が新設されました。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00004.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00004.html)

この機会に契約書を再確認していただき、必要な修正を行ってください。

どのように変えれば良いのかわからない…そういうときは当事務所にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

### ◆第4位◆

2020年6月に公布された「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」（サブリース新法）について、国土交通省が、「サブリース事業に係る適正な業務のためのガイドライン」を策定しました。

ガイドラインのポイントは次のとおりです。

- ・不当勧誘等の禁止の対象となる「勧誘者」に、建設請負や不動産売買の際に契約の勧誘を行う建設業者や不動産業者や、サブリース業者から勧誘の依頼を受けた賃貸住宅のオーナーが該当することが明確化されました。

- ・「家賃保証」等の誤認を生じやすい文言を広告に使用する場合は、その文言に隣接する箇所に、定期的な家賃の見直しがある場合にその旨及び借地借家法の規定により家賃が減額され得ることを必ず表示しなければならないことになりました。

- ・契約の締結前に、オーナーに対し、契約条件に関わらず借地借家法に基づき家賃が減額さ

れ得ること等を書面に記載して説明しなければならないことが明確化されました。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo16\\_hh\\_000001\\_00004.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00004.html)

### ◆第3位◆

労働基準監督署の監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成31年度・令和元年度）が公表されました。

・是正企業数 : 1611 企業。1000 万円以上の割増賃金を支払ったのは 161 企業

・対象労働者数 : 7 万 8717 人

・支払われた割増賃金合計額 : 98 億 4,068 万円

・支払われた割増賃金の平均額 : 1 企業当たり 611 万円、労働者 1 人当たり 13 万円

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00002.html)

民法改正により時効期間が延び、残業代対策がますます重要となります。

残業代については「労務対策チーム」がサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

### ◆第2位◆

10月28日、名古屋地裁が、定年後再雇用者の基本給減額の是非が争われた訴訟において、同じ仕事なのに基本給が定年前の6割を下回るのは不合理な待遇格差に当たると認め、名古屋自動車学校（名古屋市）に未払い賃金分の支払いを命じました。

高齢者雇用が推進される中、他企業の賃金制度に影響を与える可能性があります。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO65548720Y0A021C2CC1000/>

再雇用の運用については「労務対策チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

### ◆第1位◆

同一労働同一賃金（均等均衡待遇）について、注目すべき複数の最高裁判例が示されました。

・無期契約労働者に対して賞与を支給する一方で有期契約労働者に対してこれを支給しないという労働条件の相違が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89767](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89767)

・無期契約労働者に対して退職金を支給する一方で有期契約労働者に対してこれを支給し

ないという労働条件の相違が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たらないとされた事例

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89768](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89768)

・無期契約労働者に対しては夏期休暇及び冬期休暇を与える一方で有期契約労働者に対してはこれを与えないという労働条件の相違が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89771](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89771)

・私傷病による病気休暇として無期契約労働者に対して有給休暇を与える一方で有期契約労働者に対して無給の休暇のみを与えるという労働条件の相違が労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89772](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89772)

・無期契約労働者に対して年末年始勤務手当、年始期間の勤務に対する祝日給及び扶養手当を支給する一方で有期契約労働者に対してこれらを支給しないという労働条件の相違がそれぞれ労働契約法（平成30年法律第71号による改正前のもの）20条にいう不合理と認められるものに当たるとされた事例

[https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89773](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89773)

一連の最高裁判例は、①大阪医科大学事件、②メトロコマース事件、③日本郵便事件の3つに分類されます。

当事務所 HP の新着情報欄にそれぞれの解説記事を掲載しましたので、ぜひご覧ください。

<https://kyotosogo-law.com/>

この一連の最高裁判例を受けたセミナーを開催します。

11/10 が満席になりましたので、11/11 と 11/13 を追加しました。

間もなく満席になりますので、お早めにお申し込みいただければと思います。

[https://kyotosogo-law.com/202011\\_dd\\_seminar/](https://kyotosogo-law.com/202011_dd_seminar/)

---

## 【2】セミナー案内

---

2020 年も各弁護士の専門性を活かした中心にセミナーを実施しています。

### ① 労務セミナー「同一労働同一賃金（均等均衡待遇）」

- ・日時：11月10日（火）16:00-18:00 満員御礼  
11月11日（水）16:00-18:00 まもなく満員  
11月13日（金）16:00-18:00 まもなく満員
- ・講師：弁護士伊山正和

- ・会場：京都総合法律事務所（受付 5 階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル 5 階
- ・概要：10 月に出た一点の最高裁判例を踏まえ、経営者の皆様や社労士の先生方からご質問が頻出の同一労働同一賃金（当事務所では「均等均衡待遇」という用語を推奨しています。）について、最新の考え方を伝授します。

## ② カスタマーハラスメント・クレーム対応の実務

- ・日時：12 月 10 日（木） 15:00-16:30
- ・講師：弁護士野崎隆史
- ・会場：京都総合法律事務所（受付 5 階） 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル 5 階
- ・概要：事業の生産性や従業員のモチベーションを低下させ、会社を毀損するカスハラやクレーム。2020 年仕様の対処方法を伝授します。

その他、オンラインセミナーも準備中ですので、ご期待ください。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

## 【3】 ニュースレター案内

---

News Letter vol.8 を発行しました。

- ・画像のリツイートが著作権侵害になる！（弁護士・弁理士拾井美香）
  - ・テレワーク時の労働時間管理（弁護士伊山正和）
  - ・遺言書を法務局に預けられる制度がスタートしました。（弁護士野崎隆史）
  - ・明確区分性を欠いた賃金規定の落とし穴（弁護士船岡亮太）
- 添付の PDF をご覧ください。

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

## 【編集後記】

2020 年 10 月号、いかがでしたでしょうか？

今月は何ととっても同一労働同一賃金（均等均衡待遇）に関する一連の最高裁判例ですね。皆様の関心も高く、弁護士伊山正和による11月10日のセミナーは、急遽追加開催を実施することになりました。

多数のお申込み、誠にありがとうございます。

残念ながら出席いただけなかった方のためにWeb配信も検討中ですので、ご希望があればお問い合わせフォームからお申込みください。

F1はホンダの撤退がものすごくものすごく残念ですが、ピエール・ガスリー選手のハイパフォーマンスが光ります。契約延長おめでとうございます。

阪神も藤川投手の引退という淋しいニュースがありましたが、大山野手の覚醒、藤浪投手の復活、ドラフトで4球団が競合した佐藤野手の交渉権を獲得できたことが明るいニュースです。

こうしてみると明るいニュースも多いですね。

コロナがまた世界を覆いそうな雰囲気ですが、三密回避と手洗いとマスクという基本を万全にし、年末に向けて突っ走っていきましょう！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com